

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	婦人保護事業費補助金		<b>担当部局庁</b>	雇用・均等児童家庭局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	昭和22年度		<b>担当課室</b>	家庭福祉課		小野 太一		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること				
<b>根拠法令</b> (具体的な条項も記載)	売春防止法第40条第2項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第2項		<b>関係する計画、通知等</b>	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
<b>事業の目的</b> (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。							
<b>事業概要</b> (5行程度以内。別添可)	売春防止法に基づく要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行う。 ・実施主体：都道府県 ・補助率：5/10							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額</b> (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算	1,251	1,201	1,201	1,190	1,211	
		補正予算						
		繰越し等						
	計	1,251	1,201	1,201	1,190			
	執行額	1,151	1,150	1,145				
執行率(%)	92.0%	95.8%	95.3%					
<b>成果目標及び成果実績</b> (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (一年度)
	当該経費は補助金ではあるが、その性質は婦人保護施設の運営費となっており、保護の対象者がいれば、当然必要になるものであるため、その性格上、成果目標になじまない		成果実績	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績</b> (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	保護人員		活動実績 (当初見込み)	人	1050 (919)	998 (881)	934 (854)	- (854)
<b>単位当たりコスト</b>	1,226,104 (円/人)		算出根拠	H24執行額1,145,180,846円/入所人員934人				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	人件費	708	724	給与特例法による減額の戻し分による増				
	管理費	197	199	社会保険料率の改定による増				
	事業費	285	288	消費者物価指数の影響による増				
	計	1,190	1,211					

事業所管部局による点検

項目		評価	評価に関する説明																					
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく、DV被害者等の保護に必要な経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を国で補助する必要がある。																					
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助すると規定されており、国が実施すべき事業である。																					
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく、DV被害者等の保護に必要な経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助することから、優先度が高い事業である。																					
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-																					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を補助するものであり、適正なものである。																					
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	婦人保護に要する必要な経費を補助するものであり、国として妥当な水準を設定している。																					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	売春防止法に基づき、国「5/10」、都道府県「5/10」を補助するものであり合理的なものである。																					
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	交付要綱において、婦人保護施設の運営に必要な経費を限定している。																					
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-																					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-																					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	ほぼ見込みどおりとなっている。																					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-																					
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-																					
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名																					
	-	-	-																					
点検結果	<p>都道府県は、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号)の規定に基づき、事業実績報告書に係る書類及び当該国庫補助金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出状況等について確認を行いながら実施しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。</p> <p>また、売春を取り巻く環境が、現下の厳しい雇用情勢や暴力団による管理売春等、ますます多様化・潜在化していることから、DV被害者による相談件数は年々増加しており、保護人員についても、平成23年度見込みが881人のところ、実績が998人、平成24年度見込みが854人のところ934人と見込みを上回っているところであり、要保護女子等になることを未然に防止する活動や、収容保護及びDV被害者の保護等を実施するため、引き続き本事業は必要である。</p>																							
	<p><b>DV被害者による相談件数</b></p> <table border="1"> <caption>DV被害者による相談件数 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成14年度</td><td>12,000</td></tr> <tr><td>平成15年度</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>平成16年度</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>平成17年度</td><td>19,000</td></tr> <tr><td>平成18年度</td><td>20,000</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>22,000</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>24,000</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>26,000</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>28,000</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>29,000</td></tr> </tbody> </table>			年度	相談件数	平成14年度	12,000	平成15年度	15,000	平成16年度	18,000	平成17年度	19,000	平成18年度	20,000	平成19年度	22,000	平成20年度	24,000	平成21年度	26,000	平成22年度	28,000	平成23年度
年度	相談件数																							
平成14年度	12,000																							
平成15年度	15,000																							
平成16年度	18,000																							
平成17年度	19,000																							
平成18年度	20,000																							
平成19年度	22,000																							
平成20年度	24,000																							
平成21年度	26,000																							
平成22年度	28,000																							
平成23年度	29,000																							
外部有識者の所見																								
点検対象外																								
行政事業レビュー推進チームの所見																								
り現 状 通	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。																							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																								
り現 状 通	-																							
備考																								
関連する過去のレビューシートの事業番号																								
平成22年	0396	平成23年	0355	平成24年	0303																			

厚生労働省

1,145百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、補助金の確定等 〕



【補助】

A. 都 道 府 県(47か所)

1,145百万円

〔 婦人保護施設への支弁 〕



【支弁】

婦 人 保 護 施 設

1,145百万円

〔 婦人保護施設の運営事業の実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	婦人保護施設職員の人件費及び管理費	183			
民間施設給与 等改善費	民間施設における定期昇給費用等	25			
事業費	食糧費、光熱水費、消耗品費等	48			
心理療法担当 職員雇上費	心理療法担当職員の費用	9			
同伴児童対応 指導員雇上費	暴力被害者に同伴する児童に対して指導を 行う職員の費用	8			
夜間警備体制 強化加算	夜間警備体制強化のための警備員の費用	5			
施設機能強化 推進費	施設経験者等を招へいし、講話、座談会を 実施する費用等	1			
計		279	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等	279		
2	大阪府	〃	105		
3	愛知県	〃	78		
4	福岡県	〃	67		
5	兵庫県	〃	65		
6	神奈川県	〃	53		
7	埼玉県	〃	46		
8	沖縄県	〃	38		
9	三重県	〃	36		
10	岩手県	〃	32		